

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

文化芸術・エンターテインメント
スポーツ関係

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に文化芸術・エンターテインメント、スポーツ関係
の皆様が支援を受けられる場合についてまとめてあり
ます。ぜひご一読を。

裏面へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの皆様へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は決定次第、HP等で公表します（3月公募開始予定）。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大3億円（拡充前2億円）

イベントのキャンセル費用が負担に中止延期したイベントを再開したい

中止したイベントのキャンセル料や再開を支援

J-LODlive補助金で、中止したイベントのキャンセル料や、再開する公演の費用を支援します（R2年度3次補正においても引き続き支援予定。詳細は経産省HPで公開）。さらに、文化庁事業にて、公演において積極的な活動を行う団体を支援します（詳細は決定次第、文化庁HPで公開予定）。また、大規模スポーツイベントへの支援については、詳細をスポーツ庁HPで公表予定です。



緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます

顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金が活用可能。新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。さらに、対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。

上記支援策の一部については、要件を満たす場合、MICE【企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）】関係の方もご利用いただける可能性があります。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びびよろ支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等で確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

